

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
天吊モニター（右）	庄原赤十字病院用度 課 広島県庄原市西本町 二丁目7番10号	令和8年2月10日	ティーエスアルフレ ッサ株式会社 広島県三次市西酒屋 町661-1	1,221,000円	予定価格が160万円を超えない財産を買い入れの為、随意契約とする。(会計規則施工細則第35条第2項の規定による)	
天吊モニター（左）	庄原赤十字病院用度 課 広島県庄原市西本町 二丁目7番10号	令和8年2月19日	ティーエスアルフレ ッサ株式会社 広島県三次市西酒屋 町661-1	1,221,000円	予定価格が160万円を超えない財産を買い入れの為、随意契約とする。(会計規則施工細則第35条第2項の規定による)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。